

## 基本の柱Ⅵ 市町村・関係機関との連携の強化

本県においては、13市すべてに女性相談員が配置されていることが、地域における被害者支援の大きな強みとなっています。一方で、小規模な町村においては、体制の整備が不十分と考えている自治体もあります。すべての市町村が、DV基本計画を策定し、地域に密着したDV防止の啓発や窓口の周知等積極的な広報活動を行うとともに、身近な行政主体として相談窓口の周知を行うことが重要です。

県では、市町村において、県配暴センターや各相談窓口と協力しながら、被害者の相談から自立支援まで適切な対応がなされるよう、市町村の計画策定とその取組みについて助言や支援を行います。

また、配偶者からの暴力は複雑な問題であり、一つの機関だけで対応することは困難です。県では、定期的な意見交換の場として地域DV被害者支援連絡協議会を活用しながら、市町村及び関係機関と顔の見えるネットワークづくりに取り組んでいきます。

### 重点取組事項

市町村との連携によるDV対策の強化のため、DV防止法で定める市町村基本計画の策定を支援します。

### 指標

市町村基本計画の策定市町村数

16市町村（令和2年9月現在） ⇒ 全市町村

## 【施策の方向16】 市町村との連携によるDV対策の強化 [重点項目]

### 現状

○平成19年のDV防止法改正により、市町村における取組みを一層促進するため、法第2条の3第3項において、市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、市町村基本計画を策定するよう努めなければならないこととされました。

### 課題

- 被害者が市町村から適切かつ迅速に県配暴センターや各被害者相談窓口引き継がれるよう、市町村における支援体制を一層強化する必要があります。
- 県においては、市町村に対し基本計画の策定を始め、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、きめ細かな助言等や情報提供を行う必要があります。
- 災害時や感染症の危機下においては、不安やストレスなどによりDVや児童虐待、性被害の増加が懸念されており、発生した場合には、避難所等へDVの予防に関する注意喚起や相談窓口の周知を行う必要があります。（再掲）

### 【今後の方策①】 市町村における支援体制づくりの推進

○県及び配暴センターは、被害者が身近な市町村において適切な対応・支援が受けられるよう、市町村に対しきめ細かな助言を行い、市町村における支援体制づくりを推進します。

施策	担当課	取組み概要
市町村との連携強化	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆市町村に専門的な立場から助言・指導を実施。 ◆地域DV被害者支援連絡協議会等を活用し、被害者が市町村から県配暴センター等相談窓口適切かつ迅速に引き継がれるよう連携を強化。
市町村におけるDV支援体制づくりの促進	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆身近な市町村における広報・啓発活動を促進し、DV相談窓口の周知を強化。 ◆会議等の機会を捉えて、被害者支援にかかる市町村の相談窓口のワンストップ化を促進。
犯罪被害者支援担当者研修会の開催	消費生活・地域安全課	◆市町村等担当者を対象に研修会を開催し、犯罪被害者に係る関係機関の連携による支援を促進。

### 【今後の方策②】 市町村基本計画の策定支援

○県では、市町村に対して、DV基本計画を定め、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、市町村に対する助言や支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
市町村基本計画の策定支援	子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆会議等を通して、基本計画の策定について、助言や支援を実施。 ◆市町村男女共同参画計画の改定の際に、併せてDV防止法による計画(位置づけを明確化)の策定を支援。

### 【今後の方策③】 災害時や感染症拡大時における相談窓口の周知(再掲)

○災害等が発生した場合、市町村等と連携し、避難所や家庭等へDVに関する注意喚起や相談窓口の周知を迅速に行います。

施策	担当課	取組み概要
女性の暴力に関する相談窓口一覧を作成・配布	若者活躍・男女共同参画課	◆平時から山形県版の女性の暴力に関する相談窓口一覧を市町村担当課、総合支庁に配布し備え、災害時には避難所への掲示を迅速に依頼。 (県内の相談窓口：付属資料(55頁)参照)
避難所等へDVの予防に関する注意喚起や相談窓口の周知を実施	各総合支庁(地域配暴センター) 子ども家庭課	◆災害時や感染症拡大時に市町村等と連携し、避難所や家庭等へストレスを高めない避難生活の留意点などDVの予防に関する注意喚起や相談

	若者活躍・男女共同 参画課 防災危機管理課	窓口の周知を実施。 ◆避難所におけるDV、性暴力の防止など、男女 共同参画の視点からの避難所運営を促す周知チ ラシを配布。
--	-----------------------------	--

## 【施策の方向 17】 関係機関との連携によるDV対策の強化

### 現状

- 県では、平成 14 年度にDV被害者支援機関連絡会議を発足させるとともに、被害者支援が各圏域内で完結できるよう、平成 18 年度から各総合支庁を中心とした実務的な連絡会議である地域DV被害者支援連絡協議会を設置し、より機動的で実践的なネットワークの構築を図っています。
- 本県に民間のステップハウスや民間シェルターはありませんが、DV相談や被害者支援、啓発活動に積極的に取り組んでいる民間支援団体があります。

### 課題

- DV施策を進めていく上で、NPO等民間団体等を含め多くの関係機関が緊密に連携していくことが重要です。特に被害者支援を行っている民間支援団体は、被害者の多様な状況に応じて柔軟できめ細かな支援を実施しており、今後もその活動を支援していく必要があります。
- 今後、特に地域における被害者支援を充実するため、地域DV被害者支援連絡協議会を活用し、顔の見えるネットワークづくりを更に推進する必要があります。
- 被害者の支援については、加害者等の追及から逃れるため、県域を越えて一時保護・施設入所がなされる事例も増加しており、地方公共団体間が連携し、広域的な対応を円滑に行う必要があります。

## 【今後の方策①】 関係機関の顔が見えるネットワークづくり

- 地域における被害者支援が円滑に行われるよう、地域DV被害者支援連絡協議会やDV被害者支援連絡協議会を活用し、4地域ごとにDV防止対策の推進や関係機関の顔の見えるネットワークづくりを行います。

施策	担当課	取組み概要
地域DV被害者支援連絡協議会の開催	各総合支庁(地域配 暴センター)	◆地域DV被害者支援連絡協議会を開催し、実際の現場において適切かつ迅速に被害者の保護や支援が行われるよう、関係機関の顔の見えるネットワークを構築。 ◆実際の事例に基づいた課題の検討や情報共有を行うことで、更なる連携強化を推進。

D V 被害者支援連絡協議会の開催	子ども家庭課	◆地域における被害者支援の課題等を把握しながら、D V 被害者支援連絡協議会を開催し、より広域的に関係機関の連携を推進。
-------------------	--------	--

**【今後の方策②】 N P O 等民間団体との連携と協働**

○県及び配暴センターは、N P O 等民間団体と積極的に連携を図ることで、きめ細かな被害者支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
N P O 等民間団体との連携と協働	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター) 子ども家庭課 若者活躍・男女共同参画課	◆D V 相談窓口や被害者支援を実施しているN P O 等民間団体と積極的に連携し、被害者の適切かつ迅速な保護に取り組むとともに、自立し地域に移行する際は、協働により被害者支援を実施。 ◆N P O 等民間団体によるシェアハウスやステップハウス、シェルターの設置に関する動向を把握。 ◆N P O 等民間団体に対し、被害者支援研修会、相談機関の実務者研修会等、研修機会を充実。 ◆N P O 等民間団体と協働によるリーフレットの配布やD V 啓発講座を実施。

**【今後の方策③】 他の都道府県との連携**

○県域を越える広域的な被害者の避難や保護も増加し、他県の母子生活支援施設の活用も行われていることから、さらに広域的な支援を円滑に行えるよう、他都道府県との情報交換を積極的に行います。

施策	担当課	取組み概要
母子生活支援施設における広域的対応	子ども家庭課	◆被害者の必要に応じ、他都道府県の母子生活支援施設への入所及び他都道府県からの入所受入れについて調整を実施。 ◆会議等において、他都道府県との情報交換を実施。